

金沢市中小企業振興特別資金 【能登半島地震支援分】創設のご案内

本市では、令和6年能登半島地震により、直接被害または売上高等の減少の影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）を創設します。

<制度概要>

| | |
|--------|--|
| 融資対象者 | 市内に本社事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び組合のうち、次のいずれかの要件を満たす方 ①本市が発行した被災（り災）証明を受けている ②売上高等が前年同期に比べて3%以上減少している |
| 資金使途 | 経営安定のために必要な事業資金 なお、当資金に借換を含むことは不可としています。ご注意ください。 |
| 融資限度額 | 5,000万円 |
| 返済期間 | 10年以内（うち据置期間3年以内） |
| 融資利率 | 年1.00%（固定金利） |
| 返済方法 | 元金均等償還 |
| 担保・保証人 | 取扱金融機関の定めによる |
| 申込先 | 取扱金融機関の窓口 |
| 取扱金融機関 | 商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行 |
| 融資実行期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの融資実行分 |
| 留意事項 | 保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。 |

<お問い合わせ>

金沢市経済局 産業政策課

TEL:076-220-2204 E-mail:sansei@city.kanazawa.lg.jp